電力需給業務仕様書

１．概要

本業務は、神戸市環境局西クリーンセンター及び神戸市環境局東部環境センターで発電した余剰電力について、自己託送制度を活用して神戸市環境局所管施設及び神戸市水道局所管施設に供給し、自己託送では不足する電力について、受注者がカーボンフリー電力で供給する（以下、「負荷追従電力」という。）ものである。

２．需給対象施設

別紙３「需給対象施設一覧（環境局）」、
別紙４「需給対象施設一覧（水道局）」のとおり。

３．需給設備の概要

別紙５「需給設備の概要（環境局）」、
別紙６「需給設備の概要（水道局）」のとおり。

４．契約電力、予定使用電力量

令和９年度分は別紙７「電力使用計画（令和９年度）（環境局）」、別紙８「電力使用計画（令和９年度）（水道局）」のとおり。

供給期間における予定使用電力量は様式８「入札書及び内訳書」の電力需給業務内訳書のとおり

５．供給期間

令和９年４月計量日０時から令和 12 年４月計量日の前日 24 時とする。

６．供給期間中の各月の電力使用計画（令和９年度）

別紙７「電力使用計画（令和９年度）（環境局）」、
別紙８「電力使用計画（令和９年度）（水道局）」のとおり。

７．契約金額

単価契約とし、入札書の内訳書の単価とする。

８．需給地点

別紙５「需給設備の概要（環境局）」、
別紙６「需給設備の概要（水道局）」のとおり。

９．電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

ただし、取引用計量装置は一般送配電事業者の所有とする。

10. 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じとする。

11. 供給の方法

第 12 項「自己託送に係る事項」に基づき、西クリーンセンター及び東部環境センターが供給する電力を自己託送するための運用支援を適正に行い、不足分については、負荷追従電力で供給するものとする。

12. 自己託送に係る事項

（１）自己託送に係る契約状況

神戸市環境局と関西電力送配電株式会社においては、自己託送に係る接続供給契約及び発電調整供給契約を締結している。また、自己託送に係る振替供給契約を関連する一般送配電事業者と締結している。

（２）利用開始前手続き

受注者は、自己託送利用開始前に各施設において必要な申請手続きを行うものとする。また、受注者は、自己託送利用前手続きの関係で、令和９年４月１日に自己託送が利用出来ない施設においては、使用する電力全量を負荷追従電力で供給できるようにすること。

（３）各種計画の提出

受注者は、発注者に代わって電力広域的運営推進機関等へ必要な各種計画（発電販売計画や需要調達計画等）の提出を行い、責任をもってこれに係る運用を行う。

（４）インバランス料金の精算

受注者は、計画同時同量制度を達成するための需給管理を実施するとともに、同制度に基づくインバランスに係る料金（インバランス料金）について、発注者に代わって一般送配電事業者と清算する。

（５）託送料金の精算

受注者は、一般送配電事業者の各種約款に基づき、接続供給契約等における料金（託送料金）及びその他金銭債務（発注者側に起因し生ずる工事費負担等の金銭債務を除く。）を発注者に代わって負担する。なお、約款等の変更により託送料金が変更となった場合、契約金額の変更について協議するものとする。

（６）自己託送計画値

自己託送における各種計画の値は、各施設の需給予測に基づいて算出するものとする。年間計画は、受注者から発注者へ提出し、両者協議により確定するものとする。また、受注者は、月間計画を発注者に事前に提出するものとし、両者協議により翌月の自己託送電力量を決定する。受注者は、発注者へ提出する際は、加工可能な電子データ（例：Microsoft エクセル形式）にて、環境局施設課及び水道局浄水統括事務所設備課に電子メールで提出すること。

（７）自己託送の優先順位と除外施設

環境局施設を優先的に自己託送で送電するよう計画すること。また水道局施設の北野会館については、自己託送の対象施設から除外し、負荷追従電力での供給とすること。

（８）自己託送実績報告

受注者は、本業務における当月の実績報告を翌月末日までに提出すること。提出方法及び送付先は

12（６）と同様とする。実績内容については、次の各項目を記載すること。但し、ウに関しては４半期毎の報告とする。

ア　各施設の自己託送計画電力量

イ　各施設の自己託送実績電力量及び金額

ウ　提案時の自己託送電力量との比較（提案時の自己託送電力量を達成できなかった場合は、その原因を分析し、分析結果の報告と運用改善策の提案を行う。）

（９）その他

受注者は、その他本事業を履行するために必要な全ての運用支援業務を行う。

13. 検針日及び計量

計量日は、別紙５「需給設備の概要（環境局）」、別紙６「需給設備の概要（水道局）」に記載された日とする。計量日に検針を行うことができない場合は、その翌日以降に検針を行うものとする。計量は、計量器に記録された値に基づき行うものとする。

14. 電力量の検針方法

受注者の検針方法による。

15. 力率

力率は、その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率とする。

単位は、％とし、小数点以下第１位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100％とする。）。平均力率の算定式は、次のとおり。

平均力率（％）＝有効電力量÷$\sqrt{（有効電力量）^2＋（無効電力量）^2}$　×100

16. 燃料費調整単価及び市場価格調整単価

当該地域の電力会社（旧一般電気事業者）が公表する単価（2026 年 11 月 1 日実施の電気供給条件）とする。

17. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の単価を指し、経済産業省が定める単価とする。

18. 契約電力を超過した場合

契約電力が 500kW 以上の施設(※)において、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合、受注者及び一般送配電事業者の送電線を使用して電気を託送により供給している場合は、当該一般送配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、受注者の請求により契約超過金を支払う。

※契約電力が 500kW 未満の施設の場合、様式８「入札書及び内訳書」作成の設定上の契約電力は、別紙７「電力使用計画（令和９年度）（環境局）」、別紙８「電力使用計画（令和９年度）（水道局）」とするが、供給開始後の各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大

きい値とする。

19. 臨時精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、受注者は臨時精算金を請求することができるものとする。

なお、臨時精算金の算定は、電力需給契約書において定めるものとし、定めがない場合は、臨時精算金を請求することができない。

20. 支払方法

１月ごとに、受注者からの請求に基づき、当該請求書が適法であると認められる場合は、支払請求書を受領した日から３０日以内に、その電気料金を支払うこととする。

なお、支払手続に日時を要するため、その月の検針日の翌日から１０日以内を目途に、速やかに前月分の電気料金の請求を行うこと。

請求書の送付先は、別紙３「需給対象施設一覧（環境局）」、別紙４「需給対象施設一覧（水道局）」のとおりとする。

21. 料金の算定

（１）料金の算定は１月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により、次の計算方法で行う。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

（２）基本料金、電力量料金、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、次のとおりとする。

ア　基本料金

常時電力基本料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）×契約電力×（１８５％－力率）＋

予備電力基本料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）×契約電力

※ただし不使用月（使用電力量の合計が 0kWh の月）の基本料金の算定は、次のとおりとする。

常時電力基本料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）×契約電力×　５０％　＋

予備電力基本料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）×契約電力

イ　電力量料金

負荷追従電力量料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）×負荷追従使用電力量±

燃料費調整単価（消費税及び地方消費税額を含む）×負荷追従使用電力量±

市場価格調整単価（消費税及び地方消費税額を含む）×負荷追従使用電力量＋

自己託送電力量料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）×自己託送電力量±

燃料費調整単価（消費税及び地方消費税額を含む）×自己託送電力量±

市場価格調整単価（消費税及び地方消費税額を含む）×自己託送電力量

ウ　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（消費税及び地方消費税を含む）×負荷追従使用電力量

（３）基本料金単価、負荷追従電力料金単価、自己託送電力量料金単価については、様式８「入札書及び内訳書」の内訳書の単価とする。

22. 負荷追従電力の詳細

負荷追従電力は、次のいずれか又は組合せによる電源と環境価値を有するものが該当する。環境価値移転を確認出来る資料の提出方法等の詳細については、別途両者による協議で定めるものとする。

ア　電源は、西クリーンセンター又は東部環境センターを含むこととする。環境価値は、西クリーンセンター又は東部環境センターの非ＦＩＴ非化石証書を適用し、不足する場合は、カーボンフリーとなるよう環境価値を付与する。

イ　電源は、種別を問わない。環境価値は、カーボンフリーとなるよう環境価値を付与する。

23. その他

（１）供給実施に際しての条件等詳細については、電力需給契約書において定める。

（２）契約期間中の電力量は予定使用電力量と同等とし、実績使用量が予定使用電力量に対し、一定の水準に達しない場合でも電気料金の追加請求は行わないこと。

（３）契約期間中における契約電力及び予定使用電力量について、環境局所管施設の東部環境センター、港島クリーンセンター、西クリーンセンターは運転計画等によるものであり、その他の環境局所管施設及び水道局所管施設については 2025 年４月～2026 年３月の実績値を参考としている。

（４）受注者は、各月の電気使用量（日別・時間帯別）を加工可能な電子データ（例：Microsoft エクセル形式）にて、環境局施設課及び水道局浄水統括事務所設備課に電子メールで提出すること。